



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目12番2号
プリマム株式会社
代表取締役社長 松井 鉄也
(コード番号 2281 東証第一部)

問い合わせ先 常務執行役員 財務部長 渋谷 秀雄
電話番号 03-6386-1833

公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会におきまして、公募及び第三者割当による新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

【本資金調達の背景と目的】

当社グループは「健康で豊かな食生活を創造するために安全・安心な商品を提供し、社会と食文化の発展に貢献していく」という基本的な考えのもと、中期経営計画の収益目標達成に向けて「売上の拡大」と「低コスト体質の推進」を具現化するとともに、「成長戦略」を通して新たな市場への展開を通して永続的なグループの発展に努めております。

消費者の選好意識が高まり商品力が顕著に商品の売上に反映される中で、当社グループでは順調に販売量を伸ばしている主力ブランド「香薫あらびきポークウィンナー」を中心にハム・ソーセージ類の生産力拡大、生産性向上に向けた設備投資が必要となることに加えて、大手コンビニエンスストアチェーンのベンダー事業においても、主要顧客の業容拡大に応じた生産規模の拡大が必要になっております。具体的には、グループ全体では今後 3 年で新工場建設をはじめとする 400 億円規模の投資を行い、着実に収益目標達成に向けて進むとともに、品質向上に努め、一層の商品力向上を図ってまいります。

一方、財務基盤の指標となる当社の自己資本比率は、平成 27 年 3 月期末において 35.3%となり着実に上昇しておりますが、中期経営計画の目標達成と永続的なグループ発展の実現のためには企業基盤の拡充と財務基盤の強化を図る必要があると考えております。

そのため、新株式発行による資金調達を行い、財務基盤の強化を図ることといたしました。その資金を第一弾として実施するハム・ソーセージ工場の革新的ものづくりによる生産性向上を目的とした茨城工場の新プラント建設及びその革新的設備の導入の投資に充当することにいたしましたので、お知らせいたします。

また、財務の健全性が維持された上で、時期を逃さずに収益基盤の強化のために次の段階である、ハム・ソーセージ事業の更なる拡充とベンダー事業における生産規模の拡大、国産豚肉インテグレーションの強化にむけた川上事業の体制整備を計画しております。そして今後の成長戦略達成に向けては、当社の筆頭株主である伊藤忠商事との連携を更に強化し、アジアをはじめとする新たな市場への展開も視野に入れた投資や協業を推進してまいります。

本調達により、株式の希薄化が発生することになりますが、中長期的には当社の企業価値の更なる向上が実現するものと確信しております。

ご注意:当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 14,885,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成27年6月1日(月)から平成27年6月3日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90~1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成27年6月8日(月)から平成27年6月10日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 1,000株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、取締役社長 松井 鉄也に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 2,232,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から2,232,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。

ご注意:当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役社長 松井 鉄也に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 伊藤忠商事株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行（並行第三者割当増資）

- (1) 募 集 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 11,112,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 予 定 先 伊藤忠商事株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 平成 27 年 6 月 25 日（木）
- (6) 払 込 期 日 平成 27 年 6 月 26 日（金）
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。なお、並行第三者割当増資は割当予定先の当社に対する持株比率の維持を目的として行われるものである。従って、下記「4. みずほ証券株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行」における、みずほ証券株式会社の申込み株式数に応じて並行第三者割当増資の割当予定先は申込み株式数を減少させる場合がある。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他並行第三者割当増資に必要な一切の事項の決定については、取締役社長 松井 鉄也に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、並行第三者割当増資も中止する。

4. みずほ証券株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募 集 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 2,232,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 予 定 先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 平成 27 年 6 月 25 日（木）
- (6) 払 込 期 日 平成 27 年 6 月 26 日（金）
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株

ご注意:当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (8) 上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他みずほ証券株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長 松井 鉄也に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、みずほ証券株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行も中止する。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から2,232,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、2,232,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成27年5月22日開催の取締役会において、前記「4. みずほ証券株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当予定先とする当社普通株式2,232,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成27年6月26日（金）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年6月22日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意:当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

- | | | |
|--|--------------|----------------|
| (1) 現在の発行済株式総数 | 224,392,998株 | (平成27年5月22日現在) |
| (2) 公募増資による増加株式数 | 14,885,000株 | |
| (3) 公募増資後の発行済株式総数 | 239,277,998株 | |
| (4) 並行第三者割当増資による増加株式数 | 11,112,000株 | (注) |
| (5) 並行第三者割当増資後の発行済株式総数 | 250,389,998株 | (注) |
| (6) みずほ証券株式会社を割当予定先とする
第三者割当増資による増加株式数 | 2,232,000株 | (注) |
| (7) みずほ証券株式会社を割当予定先とする
第三者割当増資後の発行済株式総数 | 252,621,998株 | (注) |
- (注) 前記「3. 伊藤忠商事株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行」及び「4. みずほ証券株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行」の各募集株式数の全株に対し伊藤忠商事株式会社及びみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 調達資金の使途

今回の公募及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 10,141,000,000 円については、払込日以降、茨城工場の革新的生産性実現に向けた合理化のための最新鋭機械設備の導入の投資に平成28年6月までに充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金による当期業績への影響は軽微であります。調達資金を茨城工場の革新的生産性実現に向けた合理化のための設備投資に充当することは、当社グループの中長期的な企業価値向上に寄与するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、安定した利益を確保出来る企業体質へ転換することを最優先課題と捉えるとともに利益配分につきましては、業界の厳しい環境の状況、配当性向等を判断しながら安定配当を継続的に実施できる企業づくりを目指してまいります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記(1)の基本方針に基づき決定しております。配当金の決定機関は株主総会であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、当社グループの収益基盤の拡充に活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
1株当たり連結当期純利益	20.09円	19.48円	18.73円	28.59円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	2.00円 (-)	2.00円 (-)	2.00円 (-)	2.00円 (-)

ご注意:当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

実績連結配当性向	10.0%	10.3%	10.7%	7.0%
自己資本連結当期純利益率	15.6%	13.0%	11.1%	14.2%
連結純資産配当率	1.5%	1.3%	1.2%	1.0%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、連結当期純利益の総額を期中平均発行済普通株式数（自己株式を除く。）で除した数値です。
2. 実績連結配当性向は、当該決算期の1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を、少数株主持分を控除後の連結純資産の期首と期末の平均で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、当該決算期の1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産の期首と期末平均で除した数値です。
5. 平成27年3月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

ただし、一般募集に関連して伊藤忠商事株式会社を割当予定先とする並行第三者割当増資が行われます。この並行第三者割当増資は、伊藤忠商事株式会社の当社普通株式の保有比率を維持するために行われるものであります。当該並行第三者割当増資にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮に当該第三者割当増資が一般募集における親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）として行われた場合であっても、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始 値	156 円	225 円	215 円	336 円
高 値	235 円	294 円	347 円	412 円
安 値	118 円	177 円	208 円	326 円
終 値	223 円	215 円	335 円	377 円
株価収益率	11.45 倍	11.48 倍	11.72 倍	一倍

- (注) 1. 平成28年3月期の株価については平成27年5月21日（木）現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益（平成27年3月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。）で除した数値です。

ご注意:当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当予定先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社はみずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡
期日から起算して180日目の日に終了する期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受ける
ことなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、
一般募集、並行第三者割当増資及び本件第三者割当増資による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意し
ております。

また、並行第三者割当増資の割当予定先である伊藤忠商事株式会社は、みずほ証券株式会社に対して、
発行価格等決定日に始まり、並行第三者割当増資の払込期日から起算して180日目の日に終了する期間中
は、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式(並行第三者割当増資
により割り当てられる当社普通株式を含む。)の売却等を行わない旨を合意しております。なお、伊藤忠商
事株式会社の当社普通株式の保有方針は、後記「8. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方
針」をご参照ください。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はそれぞれの期間中であってもその裁量で
当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

6. 資金使途の合理性に関する考え方

今般の調達資金は、中期経営計画に掲げている「総合的な営業力強化により収益の基盤となる売上拡大の
具現化」を加速することを目的として、茨城工場の革新的生産性実現に向けた合理化のための設備投資に充
当する予定であり、本件実施により当社の財務基盤は一層の強化が図られ、中長期的に当社グループの成長
に資するものと考えております。したがって、上記の資金使途は、合理性があるものと考えております。

7. 第三者割当増資の発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

並行第三者割当増資の払込金額は、一般募集における発行価格と同額といたします。一般募集における
発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決
定いたします。

上記の並行第三者割当増資の払込金額の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額によ
る払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当し、当社において適切な決定方法である
と判断しております。したがって、並行第三者割当増資は会社法に定める特に有利な金額による発行
には該当しないものと判断しております。なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、平成
27年5月22日(金)開催の取締役会において、当社監査役全3名のうち出席した監査役2名(うち社外監
査役1名)が適法である旨意見を表明しております。また、当社監査役である江名昌彦は割当予定先に在
籍するため、利益相反を回避する観点から、上記当社取締役会の審議に参加していません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

並行第三者割当増資により発行される株式数は最大11,112,000株(議決権の数最大11,112個)であり、
平成27年3月31日現在の当社の発行済株式総数224,392,998株に対する割合は最大4.95%(平成27年
3月31日現在の議決権総数223,021個に対する割合は最大4.98%)に相当するものであります。なお、
一般募集及び並行第三者割当増資並びに本件第三者割当増資により発行される合計株式数は最大
28,229,000株(議決権の数最大28,229個)であり、平成27年3月31日現在の当社の発行済株式総数
224,392,998株に対する割合は最大12.58%(平成27年3月31日現在の総議決権数223,021個に対する割

ご注意:当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

合は最大 12.66%) に相当するものであります。これにより希薄化が生じることとなりますが、今回の調達資金は、茨城工場の革新的生産性実現に向けた合理化のための設備投資へ主に充当する予定であります。したがって、中長期的な観点から当社のさらなる企業価値の向上に資するものであるため、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

8. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要 (平成 26 年 3 月 31 日現在。特記しているものを除く。)

(1) 名 称	伊藤忠商事株式会社		
(2) 所 在 地	大阪市北区梅田 3 丁目 1 番 3 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岡藤 正広		
(4) 事 業 内 容	総合商社		
(5) 資 本 金	202,241 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	昭和 24 年 12 月 1 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	1,662,889,504 株 (平成 27 年 3 月 31 日現在)		
(8) 決 算 期	3 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	102,376 名 (連結)		
(10) 主 要 取 引 先	国内外の法人・個人		
(11) 主 要 取 引 銀 行	みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行		
(12) 大株主及び持株比率 (平成 26 年 9 月 30 日現在)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5.13%	
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4.27%	
	CP WORLDWIDE INVESTMENT COMPANY LIMITED (常任代理人: 株式会社みずほ銀行決済営業部)	3.82%	
	株式会社みずほ銀行	2.36%	
	三井住友海上火災保険株式会社	2.27%	
	日本生命保険相互会社	2.05%	
	JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人: 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2.02%	
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人: 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	1.66%	
	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1.58%	
	パークレイズ証券株式会社	1.50%	
(13) 当事会社間の関係	(平成 27 年 3 月 31 日現在)		
資 本 関 係	当該割当予定先が保有する当社の株式数 88,330,000 株 当社が保有する当該割当予定先の株式 なし		
人 的 関 係	当社監査役の江名昌彦は割当予定先の従業員であります。		
取 引 関 係	原材料の仕入、商品・製品の販売等		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	その他の関係会社であるため関連当事者に該当しております。		
(14) 最近 3 年間の連結経営成績及び連結財政状態 (国際会計基準) (単位: 百万円。特記しているものを除く。)			
決 算 期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
連 結 株 主 資 本	1,718,980	2,044,120	2,433,202
連 結 総 資 産	7,198,501	7,784,851	8,560,701
1 株当たり連結株主資本(円)	1,087.61	1,293.35	1,539.55
連 結 売 上 総 利 益	945,778	1,045,022	1,089,064

ご注意: 当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

連結営業利益	256,858	288,992	272,688
連結税引前当期純利益	379,639	360,762	418,515
当社株主に帰属する連結当期純利益	258,843	245,312	300,569
1株当たり連結当期純利益(円)	163.77	155.21	189.13
1株当たり配当金(円)	40.00	46.00	46.00

*割当予定先は当社のその他の関係会社に該当し、株式会社東京証券取引所に上場していること並びに割当予定先が当該証券取引所に提出しているコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容から、割当予定先並びに割当予定先の役員、主要株主及び関係会社が反社会的勢力等とは一切関係がないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先である伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」という。）は、当社のその他の関係会社に該当し、当社の第一順位の株主であります。一般募集に関連して伊藤忠商事の持株比率の維持を目的として、並行第三者割当増資は行われるものであります。

なお、伊藤忠商事とは既に原材料の購入、商品・製品の販売などの長期間にわたる取引関係があります。

並行第三者割当増資は、伊藤忠商事との資本提携関係を維持することで、当社グループの中長期的な成長及び企業価値の向上に資すると考えております。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である伊藤忠商事からは、並行第三者割当増資により割り当てる株式の保有方針について、中長期に保有する意向であることを口頭で確認しております。

また、当社は、伊藤忠商事との間において、伊藤忠商事が割当新株式について払込期日より2年以内に全部または一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名または名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であり内諾を得ております。

さらに、伊藤忠商事は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、並行第三者割当増資の払込期日から起算して180日目の日に終了する期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式（並行第三者割当増資により割り当てられる当社普通株式を含む。）の売却等を行わない旨合意しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、並行第三者割当増資に係る払込みについて、割当予定先である伊藤忠商事が平成27年5月1日に公表した平成27年3月期決算短信に記載の連結財務諸表の現金及び現金同等物の額（700,292百万円）を確認した結果、伊藤忠商事が並行第三者割当増資の払込みに十分な現預金を保有していることが確認できたため、並行第三者割当増資に係る払込みの確実性に問題はないものと判断しております。

9. 募集後の大株主及び持株比率

募 集 前		募 集 後	
伊藤忠商事株式会社	39.36%	伊藤忠商事株式会社	39.36%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.40%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.91%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.51%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.12%
三井住友信託銀行株式会社	2.06%	三井住友信託銀行株式会社	1.83%
学校法人竹岸学園	2.02%	学校法人竹岸学園	1.80%
株式会社サンシヨク	1.78%	株式会社サンシヨク	1.58%

ご注意:当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

株式会社みずほ銀行	1.71%	株式会社みずほ銀行	1.52%
農林中央金庫	1.59%	農林中央金庫	1.41%
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1.32%	CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1.18%
MELLON BANK, N. A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.26%	MELLON BANK, N. A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.12%

(注) 1. 平成 27 年 3 月 31 日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 募集後の持株比率は、平成 27 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数に公募増資による増加株式数を加味し、伊藤忠商事株式会社及びみずほ証券株式会社をそれぞれ割当予定先とする第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。

10. 今後の見通し

当期業績予想への影響は軽微であると考えます。

11. 企業行動規範上の手続き

並行第三者割当増資は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

12. 最近 3 年間の業績 (連結)

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
連結売上高	271,222	275,647	303,600	341,183
連結営業利益	7,327	7,259	8,813	7,213
連結経常利益	7,554	7,923	9,298	7,735
連結当期純利益	4,497	4,359	4,192	6,392
1 株当たり 連結当期純利益(円)	20.09	19.48	18.73	28.59
1 株当たり 配当金(円)	2.00	2.00	2.00	2.00
1 株当たり 連結純資産(円)	139.16	159.68	179.15	223.44

(注) 平成 27 年 3 月期の数値については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。

以上

ご注意:当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。